

平成27年度 財政援助団体監査の結果（指摘事項）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 四日市看護医療大学育成会  
健康福祉部健康福祉課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成28年1月15日
- 4 監査結果報告 平成28年3月31日

監査の結果（指摘事項）

措置（具体的内容）・対応状況

【四日市看護医療大学育成会】  
特になし

【健康福祉課】

<p>(1) 補助金交付要綱の見直しについて 補助金の評価について補助金交付要綱に規定されていない。補助金等交付規則の見直しに伴うものであり、早急に補助金交付要綱を改正するとともに、評価を実施すること。</p>	<p>【措置済】 平成28年 4月20日 補助金の評価について補助金交付要綱に規定し、平成28年3月31日施行した。また、補助金交付要綱に基づく実績報告や四日市看護医療大学育成会理事会での就職、進路状況、国家試験結果等の確認を通して、当該補助金の評価を行い、その必要性及び効果の検証を行った。</p>
---	--

平成27年度 財政援助団体監査の結果（意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 四日市看護医療大学育成会  
健康福祉部健康福祉課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 平成28年1月15日
- 4 監査結果報告 平成28年3月31日

監査の結果（意見）

措置（具体的内容）・対応状況

【四日市看護医療大学育成会】

<p>(1) 延滞利息について ア 延滞利息について、奨学金貸与規程第13条に年利率7.3%と定めているが、現状に即した利率となるよう検討すること。【要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成28年 9月30日 育成会理事会において、類似の制度を参考としながら、現状に即した利率となるよう貸与規程の整備について、検討を行っている。</p>
<p>イ また、同条に定める当該期限をいつとするのかなど、この条項を適用する場合のルールについて、明確にすること。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成28年11月18日 育成会理事会において、四日市市の延滞金に関する条例を考慮した上で全国の類似の奨学金制度と比較検討した結果、現状に即しているとして年利率7.3%とすることとした。</p> <p>【 検討中 】 平成28年 9月30日 育成会理事会において、類似の制度を参考としながら、適用のルールについて、検討を行っている。</p> <p>【 措置済 】 平成28年11月18日 育成会理事会において、同条に定める当該期限は、毎月の返還にかかる各月の月末であることを確認した。奨学生に対しては、その旨を返還計画表等に明記している。また、新たに端数計算にかかる条文の追加も行い、ルールの明確化を図った。</p>
<p>(2) 奨学生に対する対応について 卒業後5年間、四日市市内の所定の医療機関等に従事した場合は、奨学金の返還は免除されることから、今後も奨学生が所定の医療機関等に従事できるよう医療機関等との信頼関係を構築していくこと。【要望事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成28年 9月30日 医療機関とは、奨学生の実習先としての関わりが深く、大学から各医療機関に奨学生の従事確認を行う際は、直接訪問を行うなど信頼関係の構築を図っている。</p>

【健康福祉課】

<p>(1) 奨学生の枠について 社会情勢に応じて、奨学生の枠について検討する必要がある。枠の拡大も視野に入れ、医療機関等と連携を図り、将来予測について分析するとともに、その情報を理事会などで共有するよう努めること。【要望事項】</p>	<p>【 検討中 】 平成28年 9月30日 理事会において、就職、進路状況や看護職員の需給見通しなどの情報を共有し、社会情勢に応じた奨学生の枠について、検討を行っていく。</p>
<p>(2) 奨学生の在籍確認について 奨学生の在籍確認は名簿や奨学生名義の銀行口座への振込みなどにより行っているが、奨学生との面接の機会を設けるなどして、本人確認を行うこと。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成29年 2月 9日 理事会において、奨学金制度の在り方や主な就職先の医療機関の状況などについて意見交換の上、検討を行った。社会情勢に応じた奨学生の枠の拡大については、メリットやデメリットを整理していく必要があるとし、今回は、現状維持とする。今後も引き続き、看護職に関する情報を共有しながら、検討を行っていく。</p>
<p>(3) 奨学生の従事確認について 卒業後5年間、四日市市内の所定の医療機関等に従事した場合は、奨学金の返還は免除される。医療機関等からの証明書により業務従事の確認を行っているが、医療機関等における実地面談での従事確認を抽出により行うこと。 その免除額は大きなものであり、万一の事故の予防、牽制を行政が適正に行っている保証とされたい。【改善事項】</p>	<p>【 措置済 】 平成28年 7月21日 健康福祉課職員が従事先を訪問し、抽出により選出した奨学生について、奨学金の貸与に関する書類を確認した上、面接し、従事確認を行った。今後も引き続き、従事確認を行っていく。</p>